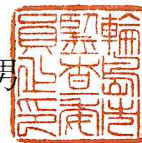


輪島市監査公表第13号

平成30年11月7日付発監査第207号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成30年11月28日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和





発 農 第 7 5 3 号
平成30年11月26日

輪島市監査委員 高野 哲男 様
輪島市監査委員 漆谷 豊和 様

輪島市長 梶 文 秋

定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 農林水産課・門前総合支所地域整備課

監査執行年月日 平成30年10月31日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>①国営農地開発事業費分担金及び高齢者等肉用牛飼育貸付金元利収入金の滞納について</p> <p>債務者の高齢化・死去などで徴収困難な状況であるが、引き続き債務者にご理解をいただきながら滞納額縮小に向け取り組まれたい。</p>	<p>債務者も高齢化し、収入が年金のみの方々も多いことから、納入相談を行いながら可能な範囲で回収を行っているのが現状となっている。</p> <p>今後とも、相続権者等から理解をいただきながら、回収を進めていく。</p>	<p>措置方針等</p>